

2026年4月

発表：株式会社 ABEJA 法務チーム弁護士 古川 直裕

共同提出社：株式会社 ABEJA / 株式会社 Algomatic / 株式会社 HRBrain / 株式会社 AIdeaLab /
株式会社 Elith / スtockマーク株式会社 / 株式会社 ソラコム / 株式会社 NexaScience /
u g o株式会社 / 株式会社 Laboro.AI / 株式会社 Ridge-i

「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に関する見解

2026年1月、「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する共同意見書を、合計 11 社で連携して提出しております。これに関連し、事務局の代表として、以下のとおり見解を申し上げます。

1. はじめに

当該意見書のうち、特に重要な事項を回答いたします。詳細は、「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する共同意見書原本をご参照ください。

2. 全体

- EU AI Act および国際的な流れと整合していない。
- なお、現状、この点に関する誤解のようなコメント等が多々見受けられる。
- 原則 1 は、そもそもの開示により実現する目的、情報の提供対象、提供する情報の内容、対象となる事業者の範囲などの点が EU AI Act と異なる。
- 原則 2 及び 3 に相当するものは EU AI Act に存在しない。
- 国際的な情報開示フレームワークとして広島 AI プロセスが存在するが、本コードと整合しない。
- フェイクニュースなど誤った事実認識に基づいた意思決定がなされないようお願い申し上げます。
- AI 利活用促進法、AI 事業者ガイドラインに即したものでなければならない。

3. 原則 1 について

- 開示内容が、AI 事業者のノウハウ事項やセキュリティ等の要守秘事項であることが多いことに注意すべきである。

- 他方で、例えばアーキテクチャの開示等は、その開示が著作権保護につながるものではない。単に「知りたい」という気持ちを満たすものであってはならない。

4. 原則 2 について

- ガイドラインではあるものの、既存証拠開示制度を超えた開示を要求する根拠を欠いている箇所がある。
 - （著作権以外の権利侵害と比べて）著作権の要保護性は特に高いか。
 - 生成 AI の学習用データ等は証拠の偏在性が特に高いか。
 - 開示なく訴訟提起ができないのか。（著作権侵害訴訟は開示なく提起されている）
- 具体的な学習用データを示すことによるノウハウ毀損の可能性がある。
- データの不存在等による回答不能の場合など、クローラーの技術仕様を理解する必要がある。

5. 原則 3 について

- 必要な場面がほぼ存在しない。
 - 「生成したコンテンツと類似する既存著作物を発見したため、生成コンテンツの利活用の可否に迷うユーザー」への対応
→類似性がある時点で利用しなければよいと考える。
 - 公開等の利用後に著作権者から警告された場合
→原則 2 で対応可能と考える。

6. 追加コメント

30 条の 4 や内在的制約が妥当する場面において、著作権だけ他のデータよりも差異を設けて保護する必要性の有無に関する見解を述べる。

以上